

2025年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社カイオム・バイオサイエンス
代表者名 代表取締役社長 小林 茂
(コード：4583 東証グロース)
問合せ先 取締役経営企画室長 美女平 在彦
(TEL. 03-6383-3561)

第 21 回定時株主総会の議案付議（定款の一部変更等）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年3月28日開催予定の第21回定時株主総会に、以下のとおり議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 付議議案

- (1) 第1号議案 定款一部変更の件
- (2) 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- (3) 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- (4) 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- (5) 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- (6) 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

2. 各議案の概要

- (1) 第1号議案 定款一部変更の件

①変更の理由

- a) 取締役会等による経営方針・経営戦略に関する議論の充実及び監督機能の一層の強化、並びにより機動的な意思決定の実現を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するものであります。
- b) 将来における事業規模の拡大に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を90,000,000株から180,000,000株に増加させるものであります。

②変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(2) 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行し、現在の取締役5名全員は任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。なお、各候補者の選任の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が発生することを条件として生ずることといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名	新役職名	現役職名
こいけ まさみち 小池 正道	代表取締役社長	取締役
びじょひら ありひこ 美女平 在彦	取締役	同左
たおか しょうせ 田岡 照世	取締役	同左
かわい ひろゆき 河合 弘行(※)	社外取締役	—

※新任取締役候補（河合弘行）の略歴

1979年3月 麒麟麦酒(株)（現 協和キリン(株)） 入社
 2007年7月 キリンファーマ(株)（現 協和キリン(株)） 取締役執行役員開発本部長
 2008年3月 同社 代表取締役副社長兼執行役員製造本部長
 2008年10月 協和発酵キリン(株)（現 協和キリン(株)） 常務執行役員生産本部長
 2010年3月 同社 常務執行役員 生産本部長
 2013年3月 同社 専務執行役員 生産本部長
 2014年3月 同社 代表取締役 副社長執行役員
 2018年3月 加藤記念バイオサイエンス振興財団 専務理事
 2019年6月 同財団 理事長
 2019年6月 セントラル硝子株式会社 社外監査役
 2023年7月 一般財団法人バイオインダストリー協会 監事（現任）

(3) 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。また、各候補者の選任の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が発生することを条件として生ずることといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名	新役職名	現役職名
ふるや あきゆき 降矢 朗行	社外取締役 監査等委員	常勤監査役
やまかわ よしゆき 山川 善之	社外取締役 監査等委員	社外監査役
さかもと にろう 坂本 二郎	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(4) 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2012年6月27日開催の第8回定時株主総会において取締役の報酬額を年額150,000千円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を定めることとし、引き続き、年額150,000千円以内（うち、社外取締役30,000千円以内）と設定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、今後の取締役会の構成、取締役に求められる職務等を勘案したもので、相当な内容であると判断しております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、定時株主総会資料記載のとおりであり、本議案の内容は、当該方針に沿ったものであります。なお、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更する予定はございません。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、この報酬額設定の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が発生することを条件として生ずることといたします。

(5) 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、2022年3月25日開催の当社第18回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入すること、及び、当該制度に基づき当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50,000千円以内として設定すること等につき、ご承認をいただいております。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、第4号議案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠として、下記のとおり、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、引き続き、年額50,000千円以内として設定いたしたいと存じます。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、今後の取締役会の構成、取締役に求められる職務等を勘案したもので、相当な内容であると判断しております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、定時株主総会資料記載のとおりであり、本議案の内容は、当該方針に沿ったものであります。なお、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更する予定はございません。

この報酬額設定の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が発生することを条件として生ずることといたします。現在の取締役（社外取締役を除く。）は4名であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名となります。

記

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役に対する報酬額を、年額30,000千円以内と設定させていただきたいと存じます。本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、今後の取締役会の構成、監査等委員である取締役に求められる職務等を勘案したもので、相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）となります。

なお、この報酬額設定の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力が発生することを条件として生ずることといたします。

以上

(別紙)

現行定款	変更案
第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>90,000,000株</u> とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>180,000,000株</u> とする。
第18条 (電子提供措置等) 1. (条文省略) 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部 <u>又は一部</u> について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。	第18条 (電子提供措置等) 1. (現行どおり) 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部 <u>または一部</u> について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
第19条 (員数) 当社の取締役は、 <u>7名以内</u> とする。 (新設)	第19条 (員数) <u>1. 当社の取締役は、10名以内とする。</u> <u>2. 取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
第20条 (取締役の選任) 1. 取締役は、株主総会において選任する。	第20条 (取締役の選任) 1. 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
第21条 (任期) 1. 取締役の任期は、選任後 <u>2年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、 <u>在任取締役の任期の満了する時</u> までとする。 (新設) (新設)	第21条 (任期) 1. 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 <u>1年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3. 増員または補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、 <u>他の現任取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期の満了する時までとする。 4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、 <u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時</u> までとする。 5. 会社法第329条第3項に基づき選任された補

	<u>欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第22条 (代表取締役および役付取締役) 1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	第22条 (代表取締役および役付取締役) 1. 取締役会は、その決議によって <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から <u>取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>
第24条 (取締役会の招集通知) 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各 <u>取締役および各監査役</u> に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>取締役および監査役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	第24条 (取締役会の招集通知) 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各 <u>取締役</u> に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>取締役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第26条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した <u>取締役および監査役</u> がこれに記名押印または署名もしくは電子署名する。	第26条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した <u>取締役</u> がこれに記名押印または署名もしくは電子署名する。
(新設)	<u>第27条 (重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>当社は、会社法第399条の13第6項により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第27条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	第28条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
第28条 (取締役の責任免除) (条文省略)	第29条 (取締役の責任免除) (現行どおり)
第29条 (取締役会規程) (条文省略)	第30条 (取締役会規程) (現行どおり)
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
第30条 (員数)	(削除)

当社の監査役は、4名以内とする。	
<p><u>第31条（監査役の選任）</u> <u>1. 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第32条（任期）</u> <u>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第33条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><u>第31条（常勤の監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><u>第34条（監査役会の招集通知）</u> <u>1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><u>第32条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p><u>第35条（監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><u>第33条（監査等委員会の決議方法）</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p><u>第36条（監査役会の議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名または電子署名する。</u></p>	<p><u>第34条（監査等委員会の議事録）</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または署名もしくは電子署名する。</u></p>
<p><u>第37条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><u>第35条（監査等委員会規程）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><u>第38条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第39条（監査役の責任免除）</u> <u>1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の</u></p>	(削除)

<p>限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</p>	
<p>第40条 (選任方法) (条文省略)</p>	<p>第36条 (選任方法) (現行どおり)</p>
<p>第41条 (任期) (条文省略)</p>	<p>第37条 (任期) (現行どおり)</p>
<p>第42条 (会計監査人の責任免除) (条文省略)</p>	<p>第38条 (会計監査人の責任免除) (現行どおり)</p>
<p>第43条 (事業年度) (条文省略)</p>	<p>第39条 (事業年度) (現行どおり)</p>
<p>第44条 (剰余金の配当の基準日) (条文省略)</p>	<p>第40条 (剰余金の配当の基準日) (現行どおり)</p>
<p>第45条 (中間配当) (条文省略)</p>	<p>第41条 (中間配当) (現行どおり)</p>
<p>第46条 (配当金の除斥期間) (条文省略)</p>	<p>第42条 (配当金の除斥期間) (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、第21回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>